

目標 4 - 成果目標 5 就労定着支援事業の利用実績

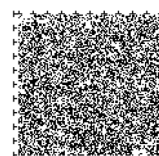
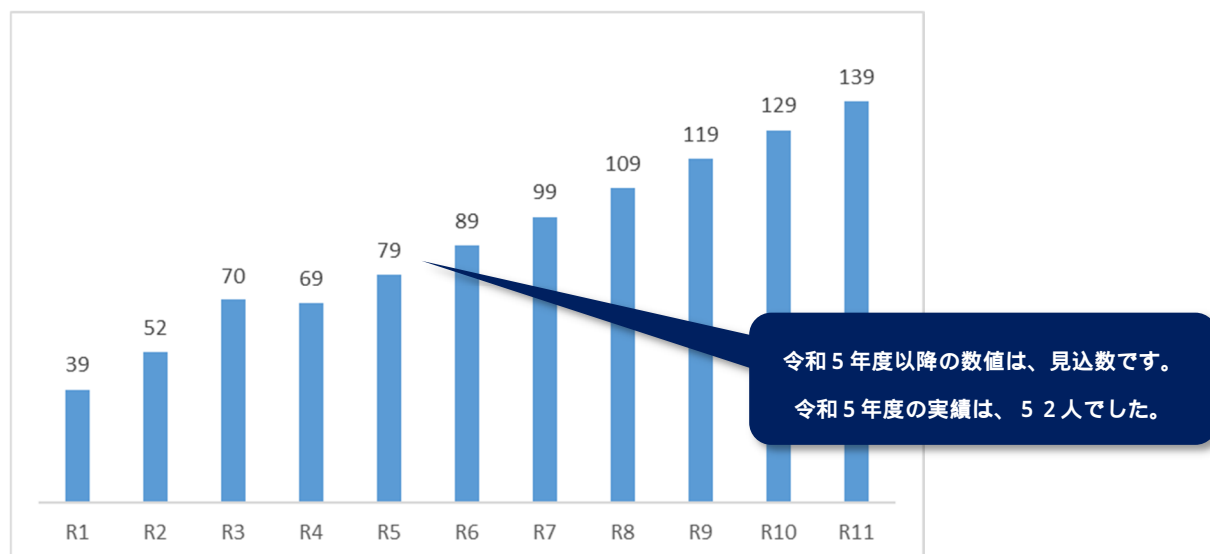
- 令和 8 年度の就労定着支援事業の利用者数が令和 3 年度の実績の 1.41 倍以上

この成果目標は、令和 8 年度の就労定着支援事業の利用者数を 99 人以上とすることを目標とするものです。これは、令和 3 年度の就労定着支援事業の利用者数の実績である 70 人を基準として、国の基本指針で定める割合である 1.41 倍以上の数値を目標として設定しているものです。

なお、1 年度当たりの就労定着支援事業の利用者数については、年々増加傾向であり、令和 8 年度にあっては 109 人と見込んでいます。

目標 4 - 成果目標 5 - 活動指標 1 就労定着支援事業利用状況の把握

1 年度当たりの就労定着支援事業の利用者数は、令和元年度にあっては 39 人、令和 2 年度にあっては 52 人、令和 3 年度にあっては 70 人、令和 4 年度にあっては 69 人と年々増加傾向であり、令和 5 年度にあっては 79 人と見込んでいましたが、52 人でした。今後も、1 年度当たりの就労定着支援事業の利用者の推移を把握していきます。



目標 4 - 成果目標 1 ～ 5 - 活動指標 2 サービス量の確保

就労移行支援事業等を通じての福祉施設の利用者の一般就労への移行を実現するための体制を整備するため、訓練系・就労系サービスの必要なサービス量の確保に努めます。これは、他の成果目標に対する活動指標でもあります。

訓練系・就労系サービス（訓練等給付）

実績及び見込みは、資料編 78 ページ参照

自立訓練（機能訓練）

サービスの内容

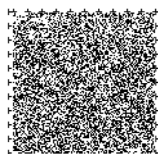
自立訓練（機能訓練）とは、身体障がい者が地域生活を営むことができるよう、有期限の支援計画に基づき、身体的リハビリテーション、日常生活に関する訓練等を行うサービスです。

現状の分析

毎年度、1人当たりの利用量は平均2人日ずつ増加している一方、利用者数はほとんど変動がないことから、自立訓練（機能訓練）の需要は、緩やかな増加傾向にあるといえます。しかし、前計画値と利用実績を旧算出数で比較すると、令和4年度の1月当たりの総利用量を122人日と見込んだことに対して利用実績は61人日であり、前計画値よりも利用実績が大幅に下回っていることから、自立訓練（機能訓練）の需要は、緩やかな増加傾向ではあるものの、比較的安定してきているといえます。

活動指標

市外の事業所も含めた広域的な対応により、サービス量の確保に努めます。



自立訓練（生活訓練）

サービスの内容

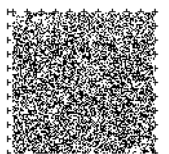
自立訓練（生活訓練）とは、知的障がい者又は精神障がい者が地域生活を営むことができるよう、有期限の支援計画に基づき、食事、家事その他の日常生活における能力の向上を支援するサービスです。

現状の分析

毎年度、1人当たりの利用量はほとんど変動がない一方、利用者数は平均5人ずつ増加している傾向がみられることから、自立訓練（生活訓練）の需要は、増加傾向にあるといえます。しかし、前計画値と利用実績を旧算出数で比較すると、令和4年度の1月当たりの総利用量を399人日と見込んだことに対して利用実績は350人日であり、前計画値よりも利用実績が下回っていることから、自立訓練（生活訓練）の需要は、増加傾向ではあるものの、比較的安定してきているといえます。

活動指標

市内の事業所の利用を中心とした対応により、サービス量の確保に努めます。



就労選択支援

サービスの内容

就労選択支援とは、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力、適性等に合った就労の選択を支援するサービスです。

活動指標

今後、新設される予定であることから、実績がありません。市内における需要に注視しながら、提供可能な事業所の確保に努めます。

就労移行支援

サービスの内容

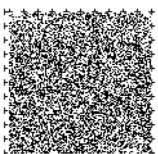
就労移行支援とは、一般就労等を希望する障がい者について、有期限の支援計画に基づき、知識及び能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労、就職後における職場への定着等を支援するサービスです。

現状の分析

毎年度、利用者数は平均 1 人ずつ増加している傾向がみられることから、就労移行支援の需要は、緩やかな増加傾向にあるといえます。しかし、前計画値と利用実績を旧算出数で比較すると、令和 4 年度の 1 月当たりの総利用量を 1,904 人日と見込んだことに対して利用実績は 1,333 人日であり、前計画値よりも利用実績が大幅に下回っていることから、就労移行支援の需要は、緩やかな増加傾向ではあるものの、比較的安定してきているといえます。

活動指標

市内の事業所の利用を中心とした対応により、サービス量の確保に努めます。



就労継続支援 A 型

サービスの内容

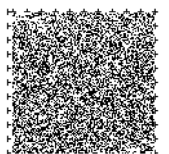
就労継続支援 A 型は、一般企業への就労が困難な障がい者に、雇用契約に基づく福祉的就労の機会を提供するサービスです。

現状の分析

毎年度、1 人当たりの利用量はほとんど変動がない一方、利用者数は平均 3 人ずつ増加している傾向がみられることから、就労継続支援 A 型の需要は、緩やかな増加傾向にあるといえます。しかし、前計画値と利用実績を旧算出数で比較すると、令和 4 年度の 1 月当たりの総利用量を 1,349 人日と見込んだことに対して利用実績は 1,164 人日であり、前計画値よりも利用実績が大幅に下回っていることから、就労継続支援 A 型の需要は、緩やかな増加傾向ではあるものの、比較的安定してきているといえます。

活動指標

市内の事業所の利用を中心とした対応により、サービス量の確保に努めます。



就労継続支援 B 型

サービスの内容

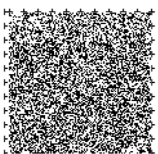
就労継続支援（B 型）は、一般企業への就労が困難な障がい者に、雇用契約に基づかないものの、一定の賃金水準に基づく就労又は生産活動の機会を提供し、能力の向上を図るサービスです。

現状の分析

毎年度、1 人当たりの利用量はほとんど変動がない一方、利用者数は平均 37 人ずつ増加している傾向がみられることから、就労継続支援 B 型の需要は、増加傾向にあるといえます。しかし、前計画値と利用実績を旧算出数で比較すると、令和 4 年度の 1 月当たりの総利用量を 9,180 人日と見込んだことに対して利用実績は 8,997 人日であり、前計画値よりも利用実績が下回っていることから、就労継続支援 B 型の需要は、増加傾向ではあるものの、比較的安定してきているといえます。

活動指標

市内の事業所の利用を中心とした対応により、サービス量の確保に努めます。



就労定着支援

サービスの内容

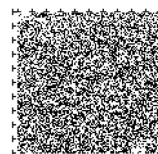
就労定着支援とは、就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者に対し、企業、自宅等への訪問や障がい者からの来所により、生活リズム、家計及び体調の管理等に関する課題解決に向けて、企業その他の関係機関等との必要な連絡調整、指導、助言等の支援を実施するサービスです。

現状の分析

毎年度、利用者数は平均 7 人ずつ増加している傾向がみられることから、就労定着支援の需要は、緩やかな増加傾向にあるといえます。また、前計画値と利用実績を旧算出数で比較すると、令和 4 年度の 1 月当たりの利用者数を 71 人と見込んだことに対して利用実績は 72 人であることから、就労定着支援の需要は、緩やかな増加傾向ではあるものの、おおむね計画どおりに推移しているといえます。

活動指標

市内の事業所の利用を中心とした対応により、サービス量の確保に努めます。



目標 4 - 成果目標 6 就労移行支援事業所

- 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所が全体の 5 割以上

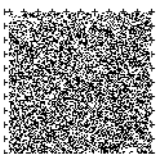
成果目標		参考（令和 4 年度実績）	
達成事業所数	達成率	達成事業所数	達成率
8 事業所中 4 事業所以上	50 % 以上	6 事業所中 2 事業所	約 33 %

この成果目標は、本市内の就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目標とするものです。令和 4 年度実績によると、本市内の就労移行支援事業所のうち就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所は 6 事業所のうち 2 事業所であることから、令和 4 年度における達成率は、約 33 パーセントです。この達成率が 50 パーセント以上となるよう取り組んでいきます。

就労移行支援

サービスの内容

就労移行支援とは、一般就労等を希望する障がい者について、有期限の支援計画に基づき、知識及び能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労、就職後における職場への定着等を支援するサービスです。



目標 4 - 成果目標 7 就労定着支援事業所

- 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所が全体の2割5分以上

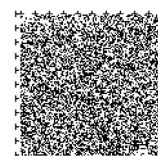
成果目標		参考（令和4年度実績）	
達成事業所数	達成率	達成事業所数	達成率
5事業所中2事業所以上	25%以上	4事業所中4事業所	100%

この成果目標は、本市内の就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上)とすることを目標とするものです。本市内の就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所は4事業所のうち4事業所であることから、令和4年度における達成率は100パーセントです。この達成率が維持できるよう取り組んでいきます。

就労定着支援

サービスの内容

就労定着支援とは、就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者に対し、企業、自宅等への訪問や障がい者からの来所により、生活リズム、家計及び体調の管理等に関する課題解決に向けて、企業その他の関係機関等との必要な連絡調整、指導、助言等の支援を実施するサービスです。



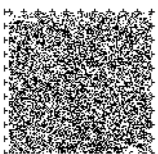
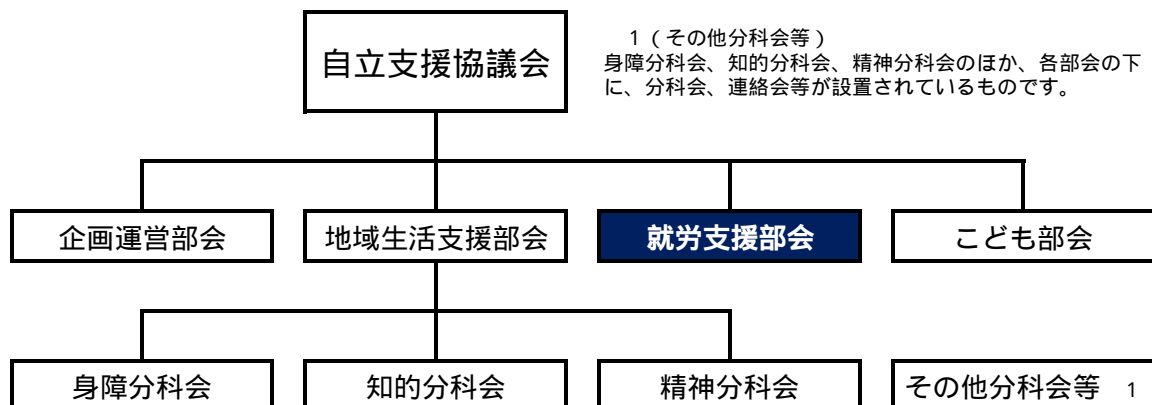
目標 4 - 成果目標 6・7 - 活動指標 事業所の実績の把握

本市内の就労移行支援事業所のうち就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所及び本市内の就労定着支援事業所のうち就労定着率が 7 割以上の事業所を把握します。

目標 4 - 成果目標 8 就労支援部会

○ 自立支援協議会の就労支援部会による取組の推進

この成果目標は、自立支援協議会の就労支援部会を通じて、成果目標 1 から成果目標 7 までを達成するための取組を推進することを目標とするものです。



目標 5 障がい児支援の提供体制の整備等

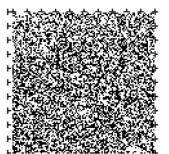
即すべき国の基本指針の抜粋

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和 8 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 か所以上設置することを基本とする。また、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、令和 8 年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、令和 8 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 か所以上確保することを基本とする。医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、令和 8 年度末までに、各都道府県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、各市町村において、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害者等及びその家族等に対する支援体制を構築することが重要である。



本市は、**目標 5 障がい児支援の提供体制の整備等**を達成するため、次のとおり成果目標を定めて取り組んでいきます。

- 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置
- 発達障害者等及び家族等への支援体制の確保



目標 5 - 成果目標 1 児童発達支援センターの設置等

- 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

【現状】

本市には、児童発達支援センターが 1 か所設置されています。また、保育所等訪問支援を実施する事業所が 3 か所あります。

【成果目標】

児童発達支援センターが中核となり、適切な発達支援の提供を行うとともに、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築するように促します。

目標 5 - 成果目標 2 重症心身障害児支援事業所の確保

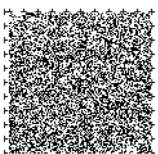
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

【現状】

本市では、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所はありませんが、利用可能な児童発達支援事業所が 1 か所あります。また、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所が 1 か所あり、利用可能な放課後等デイサービス事業所が 2 か所以上あります。

【成果目標】

今後も、これらの事業所を有効活用するとともに、必要に応じて、新規に主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所のサービス開始を促します。



目標 5 - 成果目標 3 医療的ケア児等支援

○ 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

【現状】

本市では、医療的ケア児等が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等からなる協議の場を、自立支援協議会のこども部会の中で医療的ケア児支援分科会として設置しています。また、医療的ケア児等コーディネーターを3名配置しています。

【成果目標】

今後も、市や県の関係機関、民間事業所や保護者代表を交えて情報共有や意見交換等を行い、必要に応じて医療機関も含めたケース検討会議を実施していきます。また、医療的ケア児等コーディネーターを中心に、医療、保健、福祉、教育等の関係機関が連携し、医療的ケア児等とその家族等への支援を進めていきます。

目標 5 - 成果目標 4 発達障害者等及び家族等への支援体制の確保

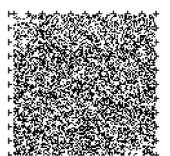
○ 発達障害者等及び家族等への支援体制の確保

【現状】

本市では、主に発達障がい児の保護者を対象にペアレントトレーニングを実施しています。また、保育所や幼稚園、学校や事業所等の子どもや保護者の支援に携わる職員を対象に、ペアレントトレーニングと同じ内容を「ティーチャーズトレーニング」として、実施しています。

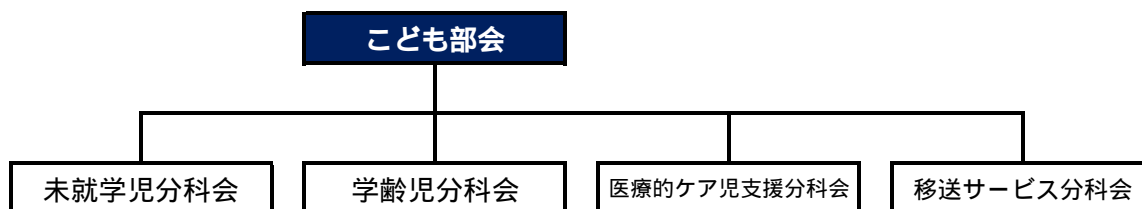
【成果目標】

今後も、関係機関向けの勉強会を実施し、発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制の強化を図っていきます。



目標 5 - 成果目標 1 ～ 4 - 活動指標 1 こども部会

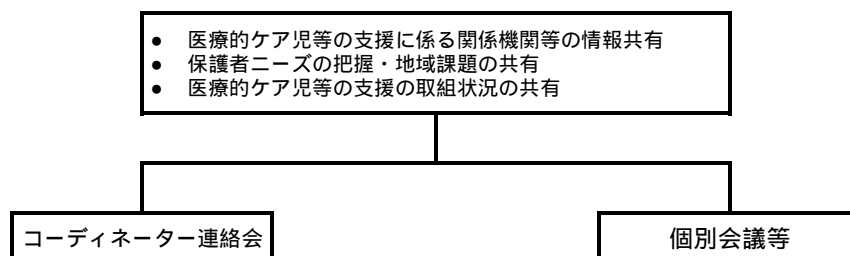
自立支援協議会のこども部会を通じて、障がい児支援の提供体制の整備等を推進していきます。



なお、こども部会の各分科会に関する年間スケジュールの想定は、次のとおりです。

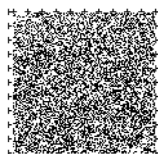
未就学児分科会	分科会を年 2 回開催
学齢時分科会	代表者会を年 5 回程度、研修会を適宜開催
医療的ケア児支援分科会	分科会を年 2 回、個別会議等を適宜開催
移送サービス分科会	随時開催

各分科会のほか、医療的ケア児等の支援に係る関係機関等の情報共有、保護者ニーズの把握・地域課題の共有、医療的ケア児等の支援の取組状況の共有等を目的として、コーディネーター連絡会
その他個別会議等を実施します。



目標 5 - 成果目標 1 ～ 4 - 活動指標 2 サービス量等の確保

障がい児支援の提供体制を確保するため、障害児通所支援の必要なサービス量等の確保に努めます。



児童発達支援

サービスの内容

児童発達支援とは、心身の発達に気がかりな点や何らかの課題、遅れ、障がいのある子どもに療育活動を行うサービスです。

現状の分析

サービスを利用する障がい児数が増加したことにより利用量も増加しています。今後も、障がい児数が増加すると思われることや、早期療育の考え方の普及により、保護者からの利用ニーズが多くなるとされることから、サービス利用量が増加するものと見込んでいます。

活動指標

市内の事業所の利用を中心とした対応により、サービス量の確保に努めます。

放課後等デイサービス

サービスの内容

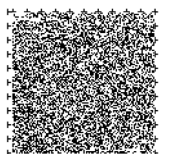
放課後等デイサービスとは、放課後や長期休暇中において、生活能力向上のための訓練や各種プログラム、レクリエーションを提供することにより、障がい児の自立を促進し、放課後の居場所づくりを行うサービスです。

現状の分析

サービスを利用する障がい児数が増加したことにより利用量も増加しています。今後も、障がい児数が増加すると思われることや、保護者からの利用ニーズが多くなるとされることから、サービスの利用量が増加するものと見込んでいます。

活動指標

市内の事業所の利用を中心とした対応により、サービス量の確保に努めます。



保育所等訪問支援

サービスの内容

保育所等訪問支援とは、保育所等を訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対し、集団生活に適應するための専門的な支援を行うサービスです。

現状の分析

サービスを利用する障がい児数が増加したことにより利用量も増加傾向にあります。今後も、障がい児数が増加していることや、障がい児の地域社会への参加・包容の考え方が浸透していくことから、利用量が増加するものと見込んでいます。

活動指標

市内の事業所の利用を中心とした対応により、サービス量の確保に努めます。

居宅訪問型児童発達支援

サービスの内容

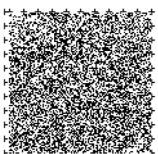
居宅訪問型児童発達支援とは、重度の障がい等の状態にある障がい児で、通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。

現状の分析

市内におけるサービス提供事業所はありませんが、近隣市の状況を踏まえた上で利用量を見込みました。

活動指標

支援を必要とする対象者やニーズを把握し、必要により市内の事業所のサービス開始を促します。



医療的ケア児等コーディネーター

医療的ケア児等コーディネーターの内容

医療的ケア児等コーディネーターとは、日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児や重症心身障害児等が、地域で安心して暮らしていけるよう、必要な支援を総合調整する者で医療的ケア児等とその家族に対し、サービスを紹介し、関係機関につなぐ目的で配置されます。

活動指標

自立支援協議会のこども部会の中に医療的ケア児支援分科会として協議の場を設置し、医療的ケア児等コーディネーターを3名配置しています。このコーディネーター配置数を維持し、医療的ケア児等及びその家族等への適切な支援を図ります。

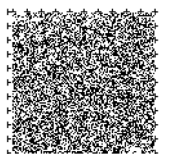
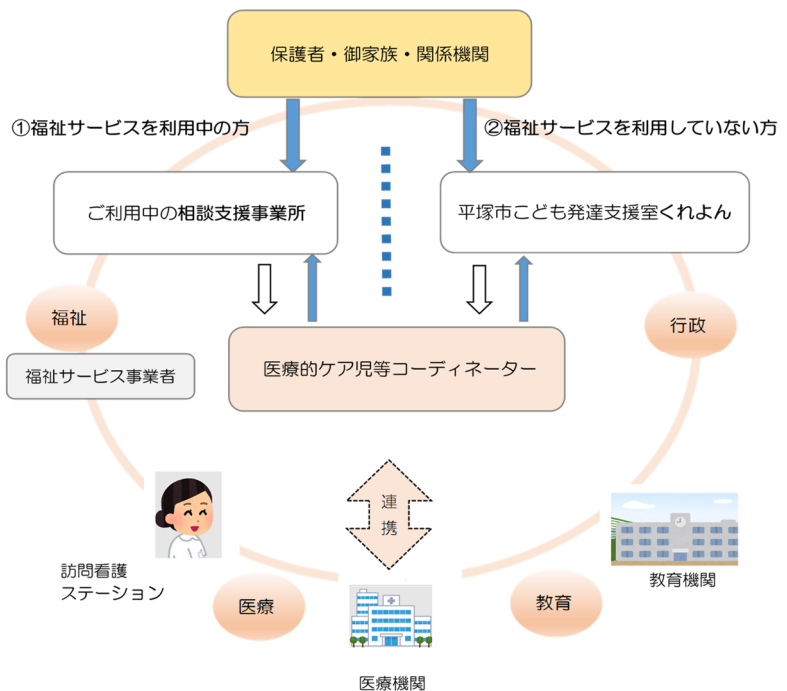
医療的ケア児等支援のための相談の流れ

関係機関と協力し、課題の解決に向け、支援ネットワークの構築を図ります。

コーディネーターに直接、御家族が、相談することもできます。

問合せ先

こども家庭課
こども発達支援室くれよん
電話番号：0463-32-2738
FAX：0463-31-1114



ペアレントトレーニング

ペアレントトレーニングの内容

ペアレントトレーニングとは、子どもへの肯定的な働き掛けを学び、保護者や養育者の関わり方や心理的ストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的としたプログラムです。

活動指標

主に発達障がい児の保護者を対象にペアレントトレーニングを毎年 2 回実施しています。今後も、ペアレントトレーニングを実施し、発達障がい等をもつ家族等への支援を図ります。

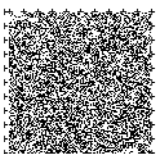
ペアレントメンター

ペアレントメンターの内容

ペアレントメンターとは、自らも発達障がいのある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親等を指します。ペアレントメンターは、同じような発達障がいのある子どもをもつ親等に対して、地域資源についての情報を提供したり、体験談を話したりすることで共感的な支援を行います。

活動指標

本市では、同じような発達障がい等のある子どもをもつ家族等に対し、共感的に悩みを聞き、情報提供などの支援を行うペアレントメンターが 16 名います。今後も、ペアレントメンターを確保し、発達障がい等をもつ家族等への支援を図ります。



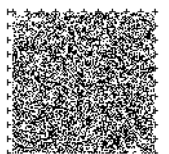
ピアサポート

ピアサポートの内容

ピアサポートとは、同じような共通項と対等性をもつ人同士の支え合いを表す言葉です。ピアサポート活動は、障がいや疾病などに関する経験等を通じた者同士のつながりの場を提供する活動を行います。

活動指標

本市では、未就学児から学齢児までの保護者が日常の事を話せるサロンの場として、「きらきらサロン」を実施しています。今後も、「きらきらサロン」を実施し、発達障がい等をもつ家族等への支援を図ります。



障害児相談支援

サービスの内容

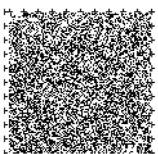
障害児相談支援とは、サービスを利用する障がい児に対し、心身の状況やサービス利用に関する意向等を勘案した上で事業者や関係機関等との連絡調整を行い、障害児支援利用計画の作成及びモニタリングを行うサービスです。

現状の分析

児童福祉法により、障害児通所支援サービス等を利用する全ての児童について、障害児相談支援利用計画を作成することになっています。サービスを利用する障がい児が増加したことにより利用数も増加しています。今後も、障がい児数が増加していくことや、保護者からの障害児通所支援サービス等の利用ニーズが多くなると考えられることから、サービス利用者数の増加を見込んでいます。

活動指標

相談支援事業所と連携を図りながら、こどもの状況や保護者のニーズに即したサービス計画の作成及びモニタリングの実施が行われるよう支援します。



目標 6 相談支援体制の充実・強化等

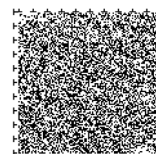
即すべき国の基本指針の抜粋

相談支援体制を充実・強化するため、令和 8 年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む。）するとともに、基幹相談支援センターが別に掲げる地域の相談支援体制の強化を図る体制（基幹相談支援センターの設置、基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化及び協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善）を確保することを基本とする。市町村においては、地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターを設置し、地域における相談支援体制の充実・強化を図る必要がある。また、市町村は、基幹相談支援センター、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所において地域の相談支援従事者の育成や支援者支援等を担う人材である主任相談支援専門員を計画的に確保するとともに、その機能を有効に活用することが重要である。相談支援体制に関しては、計画相談支援、地域相談支援、一般的な相談支援及び基幹相談支援センター等が各々の機能を活かし相互に連携する仕組みが構築されてきているが、改めてそれぞれの地域における相談支援体制について検証・評価を行うとともに、障害者等、家族、地域住民等にとってアクセスしやすい相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行うことが必要である。



本市は、**目標 6 相談支援体制の充実・強化等**を達成するため、次のとおり成果目標を定めて取り組んでいきます。

- 平塚市障がい者基幹相談支援センターの設置
- 地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保
- 個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うために必要な自立支援協議会の体制の確保



目標 6 - 成果目標 1 - 活動指標 基幹相談支援センターの業務

1 総合相談・専門相談に関する業務

(1) 総合的な相談窓口の設置

直接個別支援は行いませんが、適切な機関へつなぎ、後方的な支援を行うことによって、伴走的に関わっていきます。

(2) 専門的な相談窓口

困難事例について、3 委託相談支援事業所を中心に、ノウハウを活かした助言を行うなど、後方的な支援を行います。

2 「地域の相談支援体制の強化」に関する業務

(1) 自立支援協議会の運営

直営であることを活かしたスピード感のある事務運営に取り組みます。

(2) 計画相談支援事業所連絡会の活性化

G S V (グループスーパービジョン) 研修を中心に、相談支援事業所同士のつながりの強化と、一人一人の相談支援専門員のスキルアップを図ります。

3 「地域移行・地域定着促進への取組」に関する業務

(1) 障害者支援施設や精神科病院への継続的なアプローチ方法の検討

相談支援事業所、障害者支援施設、医療機関等と連携を図っていきます。

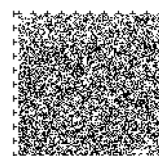
(2) 平塚市地域生活支援拠点等の体制整備に係るコーディネート

平塚市地域生活支援拠点等の整備を進めていきます。

4 「権利擁護・虐待防止」に関する業務

(1) 権利擁護・虐待防止に関する普及啓発

自立支援協議会等を通じた、普及啓発等を行っていきます。



目標 6 - 成果目標 2 地域の相談支援体制の強化

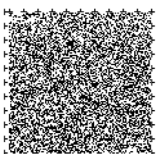
地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保

この成果目標は、引き続き、地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保を推進していくことを目標とするものです。本市では、これまでも3委託相談支援事業所と連携することにより、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保してきました。今後はさらに、令和6年1月に設置した平塚市障がい者基幹相談支援センターの2『地域の相談支援体制の強化』に関する業務等を実施することにより、更なる相談支援体制の強化を図っていきます。

目標 6 - 成果目標 2 - 活動指標 基幹相談支援センター

項 目	活動指標
地域の相談支援事業所に対する訪問等による 専門的な指導・助言件数	1事業所当たり年1件以上
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	年1件以上
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	年1回以上
平塚市障がい者基幹相談支援センターによる 個別事例の支援内容の検証の実施回数	年24回以上
主任相談支援専門員の配置数	3人

令和5年度の実績は、地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数は年56件、地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数は年3件、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数は年5回でした。



目標 6 - 成果目標 3 自立支援協議会の体制の確保

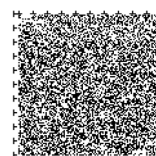
- 個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うために必要な自立支援協議会の体制の確保

この成果目標は、引き続き、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うために必要な自立支援協議会の体制の確保を推進していくことを目標とするものです。本市では、自立支援協議会の企画運営部会の中にある計画相談分科会における個別事例の支援内容の検証の実施その他の個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を実施してきましたので、今後も継続的に実施していきます。

目標 6 - 成果目標 3 - 活動指標 自立支援協議会

項 目	活動指標
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	年 3 回以上
参加事業者・機関数	1 8 以上
専門部会の設置数	4 以上
専門部会の実施回数	年 3 9 回以上

令和 5 年度の実績は、相談支援事業所の参画による事例検討実施回数は年 2 回、参加事業者・機関数は 1 8、専門部会の設置数は 4、専門部会の実施回数は 4 3 でした。



目標7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

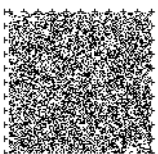
即すべき国の基本指針の抜粋

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要である。そのため、市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要なとする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。また、自立支援審査支払システム等を活用し、請求の過誤を無くするための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要となる。さらに、障害福祉サービス等の提供にあたっては、意思決定支援の適切な実施が重要であり、障害福祉サービス事業者、相談支援事業者等に対する「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及啓発に取り組むとともに、相談支援専門員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に対する意思決定支援に関する研修を推進していく必要がある。そこで、これらの取組を通じて利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等を提供していくため、令和8年度末までに、別に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組（計画的な人材養成の推進）に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。



本市は、**目標7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築**を達成するため、次のとおり成果目標を定めて取り組んでいきます。

- 障害福祉サービス等に係る各種研修を積極的に活用する体制の構築



目標 7 - 成果目標 研修の積極的活用

障害福祉サービス等に係る各種研修を積極的に活用する体制の構築

この成果目標は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことができる体制を構築するため、神奈川県が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修を積極的に活用していくことを目標とするものです。

神奈川県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への本市の職員の参加を奨励します。また、前計画においては、これらの研修への本市の職員の参加人数を年 4 人と見込んでいたのに対し、令和 3 年度実績は 7 人以上、令和 4 年度実績及び令和 5 年度実績は 11 人以上と推移しており、加えて、これらの研修をさらに活用する必要があるため、「年 10 人以上」を基準として設定して、これらの研修への本市の職員の参加を奨励していきます。

神奈川県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修の一例は、「障害者虐待防止・権利擁護研修」「市町村障害福祉担当職員研修」「身体障害者手帳、療育手帳交付担当職員研修」「早期療育普及研修」「市町村意思疎通支援担当者研修会」「市町村聴覚障がい理解講座」「精神保健福祉基礎研修」「障害支援区分認定調査員研修」「市町村職員新任研修（児童福祉主管課向け）」「要保護児童対策地域協議会調整担当者研修」です。

これらの研修を活用して、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことができる体制の構築を推進していきます。

